

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申（案）」に対する意見

平成30年10月17日
一般社団法人日本私立大学連盟
常務理事 田中優子（法政大学総長）

日本私立大学連盟は、中央教育審議会大学分科会将来構想部会において高等教育の将来構想について議論を重ねられ、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申（案）」（以下、「答申案」という。）をとりまとめられたことに敬意を表します。多面的な検討により答申案をまとめられたと認識するものでありますが、さらに論議が深められるよう、以下の通り、意見を申し述べます。

1. 総論

- 私立大学はこれまでも、多様な教育研究のダイナミズムによって、我が国の発展に貢献してきた。急速な若年層人口の減少、人生100時代の到来、第4次産業革命などによる社会環境が激変する中においては、学部学生の約8割を占める私立大学の教育研究のリソースを最大化し、国民の知的水準を底上げすることが必要であり、私立大学が今後の高等教育の基幹であることを明確に位置づけることが重要である。
- 私立大学がそれぞれの建学の精神に基づき多様な教育研究を行っていることは、我が国の高等教育の多様性と質を担保する要件である。国私間の学生一人当たりの公的支援の格差の改善とともに、高等教育を支える投資の拡大を通じた私立大学の自由な取り組みへの支援を重要政策として高等教育のグランドデザインに位置づけることが求められる。
- 多様な教育研究体制の確立に向け、「リカレント教育」「留学生交流」「イノベーション創出」などについて、高等教育機関だけの課題にとらえるのではなく、政府、地方公共団体や産業界とともに取り組むべき社会的課題であることを明確に打ち出すべきである。また、社会との連携において、社会ニーズへの対応が強調されるが、高等教育のグランドデザインを構想する際には、“社会ニーズの対応とともに、その先の人類未来に向け思考し課題を追究する”という大学の使命の認識が重要である。
- 昨今の高等教育政策全体の整合性をどう考えるか（「9. その他（全体についての意見）」参照）も含め、答申案に示されている施策を具体化するための大学設置基準の見直し及び高等教育機関への新たな公的支援について、より一層のスピード感を持って議論を進めていくことが望まれる。

2. 語彙・文言の統一性や定義等について

- 「グローバル化」（10頁他）、「グローバリズム」（4頁）、「グローバリゼーション」（10頁）、「国際化」（17頁他）という言葉が混在しており、これらの整合性や言葉の違いについて再考する必要がある。
- 「OECDにおけるキー・コンピテンシー」「21世紀型スキル」（4頁）などについて、なぜこれが普遍的なコンピテンシーであると言えるのか説明されていない。また、後段には「OECDでは2030年の将来を見据えて、キー・コンピテンシーの改定作業を行っている」とあり、理論が矛盾するのではないか。そこで、「これは、将来においても、陳腐化しない普遍的なコンピテンシーであると考えられている。」（4頁）の一文を削除することを提案する。
- 「2040年に必要とされる人材」として、「一人一人のエージェンシーを中核として、新たな価値を創造する力、…」（4頁）とあるが、意味がわかりにくい。「エージェンシー」という言葉の意味と「エージェンシーを中核にする」という箇所が理解されにくいのではないか。
- 2040年頃の社会変化の方向として、「シンギュラリティ」（9頁）という考え方が一つの意見として示されている。しかし、何をもって“シンギュラリティ”と捉えるのかについては諸説あるため、「Society5.0、第4次産業革命が目指す社会」の背景や論拠として記述するのであれ

ば、もう少し丁寧な議論が必要ではないか。

3. **I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿—学修者本位の教育への転換—**

(1) 2040年に必要とされる人材

- 背景として、①②③と示されているが、“テクノロジーの変化への対応力”が課題となるのではなく、テクノロジーの変化によって人間とテクノロジーの関係性が大きく変化する中で、人間がAI化し、AIが人間化することや人間の相互関係がITのネットワーク化の中に取り込まれグローバリズムもテクノグローバリズムとなっていくことが背景として重要なのではないか。

(2) 地方創生について

- 「地方創生が目指す社会」(11頁)においては、地方創生を実現するために、地方での活動のみならず、大都市圏と地方との人的好循環が必要である。AIの進展等によって地域が産業の拠点になるという可能性のみならず、大都市圏からでも地方創生ができる可能性についても触れる必要がある。

4. **II. 教育研究体制—多様性と柔軟性の確保—**

(1) 公的支援について

- 本章において重要かつ具体的な施策が示されているが、これを実現させる巨額な経費についても言及すべきであり、「政府による公的支援の拡充と各大学の財政努力」という文言を付記すべきである。

(2) リカレント教育、留学生交流の推進について

- 「リカレント教育」「留学生交流の推進等」(16頁～17頁)は、大学だけの課題だけでない。リカレント教育を受けた社会人を企業等がどのように評価・処遇するのかということが重要となる。例えば、修士・博士学位が評価される国際的人材育成・獲得競争において、大学院での学びや学位の評価・処遇を適切に反映することが大きな意味を持つことなど、より大きな社会的課題として提起することが求められる。また、留学生の定着を促進するためには、産業界の理解と協力が不可欠である。産業界が多様な人材を受け入れられる雇用制度や慣行を見直すこと、留学生の持つ人的ネットワークやポテンシャルの積極的活用に取り組むこと、政府の法的制度整備とあわせて留学生の就職支援をどのように行っていくか、大学と産業界、政府が連携して検討することが重要であること、といった記述を加えるべきである。

(3) 実務家教員、学外理事について

- 実務家教員(19頁)や学外理事の登用(24頁、26頁)の推進については、今後、それを実現するための国の施策において、私立大学の教育研究プログラムへの過度な介入、私立大学の独自性(私立学校法との抵触)を損なうことのないような慎重な議論が必要である。
- 本章だけでなく、「VI. 高等教育を支える投資—コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充—」において、「実務家等も含めた多様な教員による教育の提供等が求められる」(48頁)とあるが、現在、高等教育無償化の申請要件として、実務家のみを対象とした教員の設置が求められている。しかし、実務家に求められているのは、あくまで実務的教育の部分であり、教育そのものの多様性を担保するためには、実務家だけを配置することだけが要件ではない。現在の施策との関係において誤解を招くことのないよう、「実務家等も含めた」という部分は削除すべきである。
- 大学設置基準の見直しにおいても、実務家教員と専任教員の定義は大きな課題となる。設置認可後の認証評価も念頭に置き制度設計をしておかなければ、質保証システム全体が機能しなくなる。
- 実務家教員を専任教員として登用するならば、単に実務における経験を話すだけでは専任教員としては不十分である。専任教員となった瞬間から実務から離れることとなるため、専任教員となる実務家教員は、自らの実務的経験を学術的あるいは高度な専門的な文脈から位置づ

け、再構成して教育に生かしていく力量が必要となる。AACSBなどの国際認証では、実務家教員の相当比率を修士以上の学位取得者とすることを求めているが、このような基準を設定することも検討に値するのではないか。

(4) 多様で柔軟な教育プログラムについて

- 「初等中等教育との接続」(21頁)では、グローバル化対応が本答申の大きな柱の一つであるなら、高等学校教育の改革に関して、英語教育についても触れられるべきである。AIの活用や多言語主義教育の可能性も視野に入れて、英語という特定の言語の教育ではなく、外国語教育全般についての見識ある提案を期待したい。
- 学部・研究科の組織等の枠を越えた学位プログラム(22頁)の実現については、既存の枠組みでの基準に加えて、それを越えたプログラムに関する基準がつけられることが想定される。複雑な仕組みは、実際の組織やプログラムの運営に大きな負荷がかかることとなり、継続性を担保することが難しくなる。制度化するにあたっては、より簡素で柔軟な設計となるよう工夫をお願いしたい。

(5) 大学の多様な「強み」の強化について

- 機能の選択と比重の置き方の例として「人材養成の三つの観点」(26頁)が示されているが、私立大学は、それぞれの規模と立地と学部構成に応じて、いかなる学生を育てるかを目標として定め、その目的に沿ったカリキュラムや教員を構成することによって、その特性を発揮してきた。したがって、私立大学を人材養成の種類によって外から分類するのではなく、各大学が自ら選択した「強み」や「特色」に沿って尽力しているかどうかを判断する仕組みを高等教育政策として提案すべきである

5. **Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表－「学び」の質保証の再構築－**

(1) 情報公表について

- 情報公表は、ガバナンスの基本であり積極的に進めるべきであり、情報公表の比較項目、指標は正確・公平で意味のあるものにしなければならない。しかし、項目を数値化するのは極めて難しく、実態が反映されず、不正確な情報が流通すると、ダメージは取り返しのつかないものとなる。情報公表の主体はなによりも大学自身とし、国の役割はまず、情報公開(公表)の支援・後押しであるべきである。項目や指標、基準についての明快な検討結果が得られていないため、「国は、全国的な学生調査や大学調査を通じて整理し、比較できるよう一覧化して公表」(30頁、33頁)との記述は、削除すべきである。

(2) 質保証システム、大学設置基準の見直しについて

- 分野別評価との関連では、「学位プログラム」の定義が問題になる。現在、学位が700種類まで増加していることを問題として指摘しつつ(19頁)、「組織の枠を越えた学位プログラム」のさらなる創出が奨励されているが(20頁)、学位の名称記述だけではなく、「学位プログラム」の定義自体を明確にすべきである。
- 学問そのものが文理横断的になっており、文系学部の単位の半数をデータ処理などの理系の授業が占めることもある。答申案に示されている通り時代にあった学部の再編を可能とするためにも、定員管理(31頁、33頁)の方法については、学科単位から大学単位にするなどの大学設置基準の見直しを早急に求める記述にしていただきたい。

6. **Ⅳ. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置－あらゆる世代が学ぶ「知識基盤」－**

(1) 高等教育機関の規模について

- 「撤退」(37頁他)という言葉が何度も使われているが、その対象として、私立大学のみが念頭に置かれているとすれば再考すべきである。私立大学のボリュームを安易に低下させるのではなく、知識基盤の高度化と安定のため、より広い年齢層や世界からの進学者を想定し議論を深めることが重要である。また、連携・統合は私立大学の多様性の縮減や規模の縮小と考えるのではなく、大学の自主性のもとに、さらなる多様性の展開を進める方策として考えるべき

である。

- 大学院の規模（37 頁）も同様に、大学院の進学率の低さについて、より具体的な国際比較に基づく議論を進め、進学率を上げていく必要性を直截に打ち出すべきである。主要先進国の大学院進学率と比較した上で、このままでは相対的に低学歴社会になってしまい国際競争力を維持できなくなるということを明確に展開すべきである。

(2) 国公私の役割分担について

- 「国公私の役割分担」（37 頁以下）において、大学の歴史ではなく、「高等教育機関」の歴史を概説するのなら、大正 7 年の大学令の前に、明治 36 年の専門学校令を明記すべきである。

(3) 国立大学の役割

- 国立大学の役割として 4 点例示されている（38 頁）が、これらは国立大学だけでなく高等教育機関が等しく果たすべき役割ではないか。例えば、「理工系分野など教育研究の施設整備に多額の予算を要するため財政的な負担を伴う教育・研究を推進する役割」とあるが、私立大学はこうした役割を担わなくて良いように読めてしまう。同様に「私立大学の役割」として研究等に関わる記載がない。国立、公立、私立大学それぞれの項目に分けて記載するのであれば、高等教育機関に広く求められる役割は別途記載し、そのうえで特有の役割に特化して記載したほうがよいのではないか。

(4) 私立大学の役割について

- 私立大学が「我が国の高等教育の中核基盤」と認めた上で、「経営基盤の強化」を今後の課題として挙げるなら、「VI. 高等教育を支える投資－コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充－」（47 頁以下）において、公的支援についての課題解決の方向性を示すことを強く求める。
- 「学生／教員の比率等も踏まえた教育研究の更なる充実を図りつつ、その経営基盤の強化を図り…」とあるが（39 頁～40 頁）、「学生／教員比率の改善」と「経営基盤の強化」という 2 つの相反する要素についての関連づけがなされていない。「学生／教員の比率」を改善するのであれば、私立大学のみでの経営努力では足りず、大型の公的支援が不可欠である。

7. **VI. 高等教育を支える投資－コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充－**

- 公的支援のあり方や寄附金等の確保に関しては、「高等教育は国力の源」（47 頁）と定義するのであれば、その必要性にさらに踏み込むべきである。グローバルな競争環境下、学修者等から我が国の大学が従前に増して比較されるのは、国策として国等から多額の支援を受け、巨額の寄附を受けている海外の大学であり、それらの大学に伍して世界中から優秀な学修者や研究者を確保しなければならないことを明記すべきである。
- 「高等教育への投資に関しては、民間からの投資と社会からの寄附等の支援、個人負担のバランスの在り方については」（47 頁）とあるが、公的支援を含めて整理することが必須である。財源を多様化することは必要であるが、教育の基盤的な経費や研究を促進するための間接経費等は高等教育機関がその役割を果たしていくうえで不可欠である。私立大学への公的資金の投入は、その果たしている役割に相応しく、改善する必要がある。また、個人寄附を一層活性化するためには、所得控除上限額の引上げなど社会全体での取り組みの強化や寄附文化醸成の必要性にも触れるべきである。
- 「2020 年 4 月から所得が低い家庭の子供たちを対象とした大学等の授業料減免と給付型奨学金の拡充を行う方針が決定した」（49 頁）との記載があるが、日本私立大学団体連合会が、2018 年 2 月に「高等教育の機会均等に関する要望」にて申し入れている通り、まずは国立大学と私立大学の間での公的支援ならびに学生納付金の格差是正を検討すべきであり、国の無償化政策は格差固定化につながりかねない。国立の学生は 54 万円を納付して 256 万円相当の教育を受け、私立の学生は 122 万円の学納金で 138 万円相当の教育しか受けていない。学部学生の約 8 割が私立に通っているにも関わらず、国私間の格差是正の議論がされぬまま、世帯年収 380 万円未満世帯（モデル）の学費無償化・学費減免のみが先行して進められてしまっている。

このような観点も含め個人補助と機関補助をどのように捉え、国公私間の公的支援を考えるのかを提示すべきである。

8. **Ⅶ. 今後の検討課題**

- 内部質保証について、「学位プログラム」レベルのみならず、「全学的」な内部質保証を促進することが求められると提案する一方（29頁）、「今後の検討課題」として、「**■学位プログラム**を中心とした大学制度」を挙げる（50頁）は、論理的に一貫性がない。また、50頁の同じ個所で「教育プログラム」という文言も使用されているが、「学位プログラム」との関係が不明確なので、明快な定義と説明を期待する。
- 多様で柔軟な教育プログラムを考える場合、PBL等新しい学びが広がる中で、現行の単位制度の考え方を見直していくような議論も今後は必要となってくるのではないかと。
- 答申案に示された様々な施策を実現し、大学を活性化させるための公的支援について、個人補助と機関補助の問題も含め今後どのように公費を投下して国公立私立大学を支えていくべきかの具体的検討を早急に進めていただきたい。

9. その他（全体についての意見）

昨今の高等教育政策は広い意味において、高等教育政策全体の整合性が欠けているのではないかという印象を持つ。例えば、

- 我が国の学生が勉強をしないと言うが、その一方で就職活動の早期化を食い止めようとしていない。卒業論文や卒業研究のテーマすら決まっていな段階で内定がもらえるかもしれないということは、大学での学修成果は就職に何の関係もないというメッセージに繋がるものである。一方で、入学定員の厳格化を規制し強化していることは、“入りにくい卒業しやすい”という日本の大学の欠点を維持・拡大させるのではないかと。
- 「多様な学生」といいながら、入学者を多様な観点から評価しようとするA0入試や推薦入試について、募集を9月以後に規制し、また大学入試センター試験等を義務づけるということは、念入りな人物評価（本来であるなら、夏休み期間に慎重に書類審査をしなければならない）よりも、ペーパーテストを重視する姿勢を示していることになるのではないかと。
- 新しい時代に適合した教育システム・教育内容の創設が求められていると思われるが、今後10年間にわたって東京23区内の大学の学部学科新設や定員増を原則禁止している。少なくとも私立大学については、新分野に挑戦するための原資は学生納付金収入を増やすことによってしか獲得できないため、東京23区内の私立大学は大胆な改革・改編を推進することが難しくなってしまう。

これらの施策だけ見ても、社会の変化の速度が速まっている現代において、時代遅れな政策相互の整合性を欠く事例は数多く存在していることがわかる。大局的な観点から高等教育の整合性を検討することも「グランドデザイン」の大きな役割であると考えられる。

以上